

かすみがうら市社会福祉協議会について

1. 当市社会福祉協議会の組織図

- 組織図【4ページ】
- 千代田地区組織（6地区）
 - 志筑地区社協・新治地区社協・七会地区社協・上佐谷地区社協・下稻吉地区社協
 - 下稻吉東地区社協
- 霞ヶ浦地区組織（2地区）
 - 下大津地区社協・牛渡地区社協
 - 美並地区社協・佐賀地区社協・安飾地区社協・志士庫（宍倉）地区社協（検討中）

2. 社会福祉活動のボランティア団体と活動地域・活動内容

- かすみがうら市内を中心に活動している。
- ボランティアサークルの活動内容【5ページ】

3. 社会福祉活動委託団体

- 委託なし

4. 当市社会福祉協議会の収入

- 社協会員会費（市内の区長・常会長へ依頼）
- 市からの補助金・受託事業費
- 介護保険事業収入（居宅介護支援事業の運営）

5. 当市社会福祉協議会の活動

- 年間計画【6～12ページ】
- 地区社協の活動【13ページ】
 - ・千代田地区社協・下稻吉地区社協については、小学校単位で活動している。
 - ・霞ヶ浦地区社協については、下大津地区と牛渡地区が活動している。

6. 当市社会福祉活動の対象者

- ・市内全域の住民（高齢者・障害者（児）・子ども等）

7. 市社会福祉協議会の規約及び地区社協

- 定款【14~24 ページ】
- 地区社協規程【25~26 ページ】

8. 社会福祉法（109 条等）と規約の比較

- 社会福祉法の「社会福祉を目的とする事業」が社会福祉協議会の定款（事業）第 2 条第 1 号から第 4 号までの事業目的に含まれている。

9. 社会福祉法（109 条等）の社会福祉活動者、団体の把握と当市社協の構成団体との比較表

- 当市社会福祉協議会が事務を行う福祉団体
 - ・市老人クラブ連合会
 - ・市ボランティア連絡協議会
 - ・市母子寡婦福祉会
 - ・市手をつなぐ育成会

10. 土浦市社会福祉協議会の組織図

- 社協組織図【27 ページ】
- コミュニティセンター組織図【28 ページ】
- 地区社協組織【29 ページ】
- ボランティア組織・活動内容【30~31 ページ】

かすみがうら市社会福祉協議会について

☆名称 社会福祉法人 かすみがうら市社会福祉協議会

☆所在地 茨城県かすみがうら市深谷 3719 番地 1
電話 029-898-2527
FAX 029-898-3523

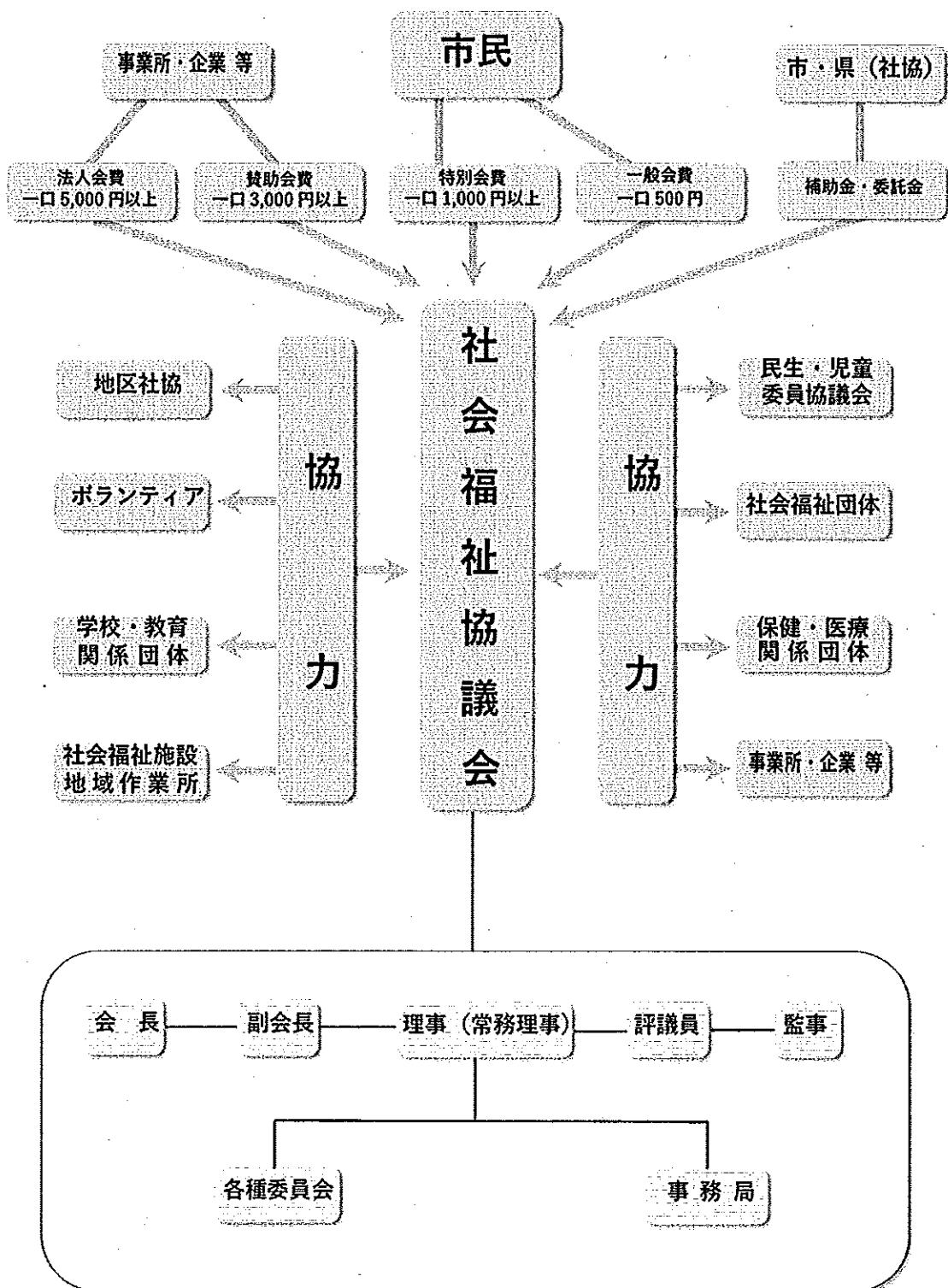
☆法人認可年月日 平成 17 年 1 月 21 日

☆法人設立年月日 平成 17 年 4 月 1 日登記完了

社会福祉協議会（略称：社協）は社会福祉法第 107-109 条に規定され「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、全国・都道府県・市区町村にそれぞれ組織される民間団体である。

社協は住民一人ひとりの参加と協力を得ながら、誰もが安心して暮らせる、あたたかい福祉のまちづくりを推進します。

社協の構成



ボランティアサークル一覧表

NO	サークル名	活動内容
1	下大津ボランティア	高齢者向け配食サービス
2	牛 渡ボランティア	高齢者向け配食サービス
3	佐 賀ボランティア	高齢者向け配食サービス
4	安 飾ボランティア	高齢者向け配食サービス
5	志士庫ボランティア	高齢者向け配食サービス
6	あやとり	話し相手（電話）
7	こぶし会	学校支援・料理講習
8	ひまわり会	高齢者向け配食サービス
9	あすなろ会	高齢者向け配食サービス
10	コスモス会	高齢者向け配食サービス
11	まごころ	施設傾聴ボランティア
12	山ゆり	手話
13	キャッチ・ボイス	音訳・朗読
14	愛ネットワーク	障害者サポート
15	らくだ	施設サポート
16	シルバーリハビリ指導士の会	シルバーリハビリ
17	おもちゃ図書館ひよっこ	おもちゃ図書館サポート

実施事業

事業区分	拠点区分	サービス区分	事業の目的・概要	期待される効果	実施時期等	予算額 (単位:千円)
社会福祉事業	法人運営事業	1 法人運営事業	<p>(1)会務の運営</p> <p>本会の事業方針・内容を協議し決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会・評議員会の開催 ・各種委員会の開催 <p>(2)茨城県社会福祉大会への参加</p> <p>(常陸太田市民交流センター)</p> <p>(3)関東ロック郡市町村社協職員合同研究協議会(山梨県)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・役員、各種委員の意見を取り入れ、健全な法人運営・及び事業の推進に努める。 ・社会福祉事業功労者等が表彰されることで、関係者の励みとなり更なる発展となる。 ・専門職同士のネットワークづくりや福祉人材の確保・定着の方策を学ぶ。 	<p>理事会 5・10・3月 評議員会 6・3月 監査 5月</p> <p>10月17日</p> <p>7月12日～ 13日</p>	73,035
2 共同募金配分金事業			<p>(1)老人福祉活動事業</p> <p>(2)障がい児者福祉活動事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ゆうあいスポーツ大会への参加 ②障がい者関係団体への援助協力 ③おもちゃや図書館の運営 <p>(3)児童・青少年福祉活動事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉体験学習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における交流の機会を通じて横の連携を築くことが出来る。 ・スポーツを通して参加者同士の交流を図る。 ・地域で暮らす障がい児・健常児が障害の有無の枠を越えおもちゃを通じ楽しく遊ぶ。 ・小学生が福祉の理解を深め自立と思いやりの心を持つ。 	<p>8,506</p> <p>5月27日 毎週木曜日</p> <p>8月</p>	

②福祉体験教育の実施 小中学校からの依頼により、インスタントシニア、車イス、アイマスク等の体験教育を行う。	・小中学生が、バリアフリー やノーマライゼーションについて学び、障がい者や高齢者の理解を深めることができる。	通年	
(4)ボランティア活動事業 ①ボランティア養成講座の実施 ・朗読講座 全 10 回	・ボランティアの養成をして地域福祉の活発化につながる。	3月 3月	
②ボランティア団体への援助協力 ③ボランティア協力校への援助協力		第 2・4 水曜日	
(5)母子父子活動事業 ①母子寡婦福祉社会への援助協力 ②一人親世帯の入学祝い品の配布 ③準要保護卒業支度金	・住民による自主的な活動を支援し安心して暮らせる地域社会づくりの実現。		
(6)福祉育成活動事業 ①地区社会活動事業への支援 ②心配ごと相談所事業の実施 ③見守り活動及びサロン事業への支援 ④広報誌の発行(共同募金報告)			
(7)歳末たすけあい配分事業 ①要援護者への援護金の配分 ②在宅障がい者交流会(お楽しみ会) ③子育て支援コンサート	・共同募金運動の理解につなげる。	12月 12月 12月	

	3 ボランティアセンター事業	ボランティアセンターの運営 ボランティアの相談、調整、啓発 ボランティアサークルへの支援	・ボランティア活動を推進し、地域福祉の活性化につなげる。	9 9 8
4 地区社協育成事業	地区社協事業の推進 ①地区社協再編計画 ②地区社協への助成と支援 ③霞ヶ浦地区の交流事業の実施 ④各種団体への助成		・地区組織を活発化させ、地域で支えあう場を提供する。	3, 4 3 6
5 福祉啓発推進事業	(1)高齢者生きがい事業 ①芸能発表会への助成、支援 ②高齢者団体への援助協力 ③敬老式典への協力、支援 (2)広報活動の実施 ①広報紙の発行 ホームページへの掲載 ②社協会員加入促進		・高齢者の生きがいづくりを支援し、心身ともに健健康な高齢者の活性化につなげる。 ・社協の活動の理解、賛同を得る。	3, 0 1 0 10月 24日 (4・7・10・11月)
	(3)ひきこもり支援事業 ①ひきこもりサロン活動への支援 ②なんでも相談会の実施 (4)子育て支援 夏まつりの開催		・ひきこもり及びその家族を苦痛から解放するため、同様の悩みがある方や支援する方が一緒にになって考えることで、長場の提供をすることによりを減少させる。 ・子育て世代へ社交の機会を提供し、友だちづくりに効果がある。	7月

	6 食の自立支援事業	「食」の自立支援事業の実施 ①霞ヶ浦地区配食サービス	・在宅の独居高齢者等の食生活の改善と安否確認	通年 月 3回	1 9 9
7 生活福祉資金貸付事業	【県社協】生活福祉資金貸付事業の実施 生活困窮者等に対し、福祉資金の貸付を行い償還指導や支援活動を通じて安定と自立を図る。	・経済的自立及び生活意欲の助長促進	通年		4 0 5
8 日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業について 認知症高齢者や知的、精神に障害のある方等判断能力が不十分で、かつ親族などの援助が得られない方に対し福祉サービス利用手続日常生活の金銭管理等の支援を行う（県社協）	・在宅において自立した生活が送れるようになる。	通年		6 2 0
9 善意銀行事業	善意銀行事業の実施 地域から受けた善意の寄附金品の管理をする。 委員会で配分方法を協議する。 配分計画 ①障がい者福祉 福祉車両維持費、 盲導犬助成 ②低所得者支援 ③災害見舞金 ④坂本博交通児入学支度金 ⑤準要保護世帯へ小学校入学準備金の支給				1, 0 5 3
10 小口貸付資金貸付事業	小口貸付資金貸付事業 生活困窮者等に対し、緊急資金の貸付を行い償還指導や支援活動を通じて安定と自立を図る。	・経済的自立及び生活意欲の助長促進	通年		1, 6 0 0

公益事業	受託事業	1 地域ケアシステム 推進事業	地域ケアシステム推進事業の実施 保健・医療・福祉の連携により効 果的に援助ができるよう連携を強 化、在宅サービス体制を構築する。 ①保健・医療・福祉担当者連絡会議 の実施	月1回 通年	12, 494
		2 地域活動支援 センター事業	②ケース検討会議 地域活動支援センター事業の実施 作業訓練及び生活訓練を通して、 障がい者の自立と社会参加を促進す る。	年2回 通年 利用者7名	12, 644
3 子どもヘルパ ー派遣事業	子どももヘルパー派遣事業の実施 子どもたちが高齢者と触れ合う 機会が増え、福祉について理解を深 め、やさしい心が芽生える。	・小学校と連携し総合的学習 の時間を通じて福祉教育の 充実を図ることが出来る。 (H30年度 北小学校)	学校と調整の上 決定する		141
4 いばらきねん りんスポーツ 事業	老人スポーツ事業の実施 ①いばらきねんりんスポーツ予選会 の実施 ②いばらきねんりんスポーツ大会の 参加	・高齢者に適したスポーツを通じて健康の保持増進を図 り、地域間の交流を深め、 明るく活力ある長寿社会の 実現。	6月20日 (予備日21日) 10月11日 (予備日12日)		148
5 自立相談支援 事業	生活困窮者自立支援制度の実施 生活困窮者の相談に応じ、アセス メントを実施して個々人の状態にあ った支援プランを作成し、必要なサ ービスの提供につなげる。	・生活保護に至る前の段階か ら早期に支援することによ り、生活困窮状態からの早 期自立を支援出来る。	通年		13, 715
6 家計相談支援 事業	生活困窮者自立支援制度任意事業 生活困窮世帯のうち家計管理の必 要な世帯の相談に応じアセスメント を実施して個々人の状態にあつた家 計再生プランを作成し、家計の再建 に向けた支援を行う。	・生活保護に至る前の段階か ら早期に支援することによ り、生活困窮状態からの早 期自立を支援出来る。	通年		7, 000

	7 ファミリー サポートセンター事業	フアミリーサポートセンター事業 児童等の子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童等の預かりの援助を受けたいものと当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡および調整を行う。	仕事と子育てを両立できる環境を整備し、地域における児童の相互援助を推進することにより、本市における子育て支援ができる。	通年	1,800
	8 生活支援体制 整備事業 (新規)	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしことができるよう「医療・介護・生活支援・介護予防・住まい」の5つの要素が連携し、高齢者の在宅生活を支える仕組づくりの構築。	自助・共助・互助・公助をつなぎ合わせることで高齢者の在宅生活を支えることが出来る。	通年	7,142
介護保険 事業	1 介護保険事業	居宅介護支援事業の実施 利用者に、必要な日常の保健医療福祉サービスを提供できるよう居宅サービス計画を作成、各サービスの調整を図る。	要介護者が日常生活を円滑に送ることが出来る。	通年	21,676
指定管理 事業	1 やまゆり館 事業	やまゆり館の管理委託事業	高齢者の健闘増進や地域住民の居場所づくりの場として提供。	通年	11,490
	2 子育て支援 センター事業	子育て支援事業 ①常設型子育てサロンの実施 ②子育て相談	育児相談や子育て中の家族交流の場を提供することにより子どもたちの健やかな成長を促す。	年末年始を除く 月～金	10,461

その他の 社会福祉 事業	1 福祉用具の 貸出事業の 実施	市内在住の方で、一時的に福祉用具 の利用が必要な方に対して、車イス及 びベッドを貸し出す。	・在宅での生活向上	通年
	2 福祉車両の 貸出事業の 実施	通院等車イス車両の必要な方に對し 福祉車両の貸出を行う。 ①共同募金運動の推進 ②歳末たすけあい運動の推進 ③災害支援募金活動	・国内の福祉の助け合い運動 への理解。災害支援の協力	10月1日から 12月31日
	3 共同募金会 かすみがうら市 支会			災害発生時指定期間

社会福祉法人以外の実施事業

日本 赤十字社 地区活動	日本赤十字社 かすみがうら市 地区	・赤十字社員啓発運動 ・災害救護活動 ・災害支援募金活動 ・災害救援物資の配布	・赤十字社活動への理解。 ・災害発生時の被災者に支援 を行ひ救済活動に協力。	通年
福祉団体 業務	社協が行う福祉 団体事務	・老人クラブ連合会事務局 ・ボランティア連絡協議会事務局 ・母子寡婦福祉会事務局 ・手をつなぐ育成会事務局	・福祉関係団体の育成を支援 し、地域福祉の活性化につ ながる。	通年

平成29年度各地区社会福祉協議会事業内容

地区社協名	実施事業名	備 考
志筑地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会（地区内80才以上対象） ・配食サービス（無料。年10回） ・社協会費、日赤社資募集の協力 ・共同募金、歳末助け合いの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加費500円 ・独居、準独居 ・6月から ・10月から
新治地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員研修 ・交流会（地区内75才以上対象） ・配食サービス（無料。年10回） ・小学校卒業生への記念品贈呈 ・社協会費、日赤社資募集の協力 ・共同募金、歳末助け合いの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・七会、上佐谷合同 ・参加費1,000円 ・独居、準独居 ・図書カード ・6月から ・10月から
七会地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員研修 ・交流会（地区内75才以上対象） ・社協会費、日赤社資募集の協力 ・共同募金、歳末助け合いの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・新治、上佐谷合同 ・参加費1,000円 ・6月から ・10月から
上佐谷地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員研修 ・交流会（地区内80才以上対象） ・配食サービス（1,400円／年7回分） ・社協会費、日赤社資募集の協力 ・共同募金、歳末助け合いの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・新治、七会合同 ・参加費1,000円 ・80才以上の希望者 ・6月から ・10月から
下稻吉地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員研修 ・交流会（地区内65才以上対象） ・社協会費、日赤社資募集の協力 ・共同募金、歳末助け合いの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員 ・参加費4,000円 ・6月から ・10月から
下稻吉東地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員研修 ・交流会（地区内65才以上対象） ・社協会費、日赤社資募集の協力 ・共同募金、歳末助け合いの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員、地区委員 ・参加費3,000円 ・6月から ・10月から
下大津地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者への訪問活動 【平成30年度計画（案）】 ・役員研修、交流会、高齢者への訪問 社協会費、日赤社資、共募、歳末助け合いの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・独居及び高齢者世帯
牛渡地区社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・PR活動（のぼりり旗の設置） 【平成30年度計画（案）】 ・交流会、社協会費、日赤社資、共募、歳末助け合いの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・各区5本

※下大津地区及び牛渡地区は設立時期の関係で、上記事業のみ。

社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、かすみがうら市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 福祉サービス利用援助事業
- (9) 居宅介護支援事業の経営
- (10) 地域ケアシステム推進事業
- (11) 地域活動支援センター事業
- (12) 「食」の自立支援事業
- (13) 生活福祉資金貸付事業
- (14) 心配ごと相談事業
- (15) 自立相談支援事業
- (16) 職業紹介事業
- (17) 家計相談支援事業
- (18) 子育て援助活動支援事業
- (19) 生活支援体制整備事業
- (20) その他この法人の目的達成のため必要な事業

(名 称)

第3条 この法人は、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行

うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

- 2 この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第5条 この法人の事務所を茨城県かすみがうら市深谷3719番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 この法人に、評議員15名以上30名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他の特殊の関係にある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度うち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができます。
- 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第10条 評議員に対して、一人あたりの各年度の総額が15,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定期評議員会として毎年度終了後3か月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員

の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

（議長）

第16条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

（議事録）

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

（役員の定数）

第18条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上14名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並び

にこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第30条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 会員

(会員)

第32条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第7章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第33条 この法人に部会又は委員会を置く。

2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

第8章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

- 第34条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員を置く。
 - 3 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
 - 4 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

第9章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第35条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 現金 2,000,000円
 - 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
 - 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第36条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、かすみがうら市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、かすみがうら市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る)

(資産の管理)

- 第37条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第41条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第43条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第10章 公益を目的とする事業

(種別)

第44条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により次の事業を行う。

- (1) 地域福祉センターやまゆり館管理委託事業
- 2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第11章 解散

(解散)

第45条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第12章 定款の変更

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、かすみがうら市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨をかすみがうら市長に届け出なければならない。

第13章 公告の方法その他

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとし、その任期は、この定款23条の規定にかかわらず、平成17年6月30日までとする。

会長（理事）郡 司 豊 廣
副会長（理事）鈴 木 三 男
副会長（理事）齊 藤 誠
理事 榎 田 幸 内
理事 川 島 と し 子
理事 藤 井 裕 一
理事 瀧ヶ崎 孝 子
理事 矢 口 龍 人
理事 浅 野 栄
理事 坂 本 裕 司
理事 大 枝 光 男
理事 岩 瀬 一 朗
理事 鈴 木 和 夫
理事 石 田 安 一
理事 安 田 和 夫
監事 塚 本 利 雄
監事 井 坂 悅 司

附 則

2 この定款は、社会福祉法人千代田町社会福祉協議会、社会福祉法人霞ヶ浦町社会福祉協議会の合併により、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会として、法人設立認可（平成17年1月17日）を受け、定款登記日の平成17年4月1日から施行する。

附 則

3 この定款は、平成18年5月31日から施行する。

附 則

4 この定款は、平成19年2月26日から施行する。

附 則

5 この定款は、平成21年4月8日から施行する。

附 則

6 この定款は、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会定款の一部変更認可（平成22年6月8日）の日から施行する。

附 則

7 この定款は、平成23年1月7日から施行する。

主たる事務所を、かすみがうら市中佐谷1205番地から、かすみがうら市深谷3719番地1に変更。

附 則

8 この定款は、平成23年9月28日から施行する。

附 則

9 この定款は、社会福祉法人かずみがうら市社会福祉協議会定款の一部変更認可（平成24年4月26日）の日から施行する。

附 則

10 この定款は、平成27年6月16日から施行する。

附 則

11 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

12 この定款は、平成30年4月1日から施行する。

社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会地区社協規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に設置する地区社協に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 地区社協の事務所は、地区長宅に置く。

(範囲及び構成)

第3条 地区社協は、小学校区もしくは行政区等の範囲で組織する。

2 地区社協は、本会の定める地域内の社協会員をもって構成する。

(業務)

第4条 地区社協は、本会の下部組織として、また、地域性を活かした社会福祉活動を通じて、その業務遂行に協力するものとする。

(役員)

第5条 地区社協に次の役員を置く。

- (1) 地区長 1名
- (2) 副地区長 2~3名
- (3) 地区委員 若干名
- (4) 会計 1~2名
- (5) 監事 2名

2 地区長・副地区長及び監事は、地区役員会で選出する。

3 会計は、地区長が指名する。

4 地区役員は概ね次のうちから選出する。

- (1) 区長
- (2) 各種福祉関係団体代表
- (3) 学識経験者

(役員の職務)

第6条 地区長は地区を代表し、会議の議長となる。

2 副地区長は地区長を補佐し、地区長に事故あるときはその職務を代行する。

3 地区委員は、業務の推進にあたる。

- 4 会計は、本地区の会計にあたる。
- 5 監事は会計の審査にあたる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 棚欠役員は、前任者の残任期間とする。

(福祉推進員)

第8条 地区社協に、地域福祉推進員を置く。

- 2 地域福祉推進員については、別に定める。

(実行委員会)

第9条 地区社協に、実行委員会を置くことができる。

- 2 前項の委員会の委員は、地区役員会において、地区役員及び地域福祉推進員のうちから選出する。
- 3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 地区社協の会議は、役員会及び実行委員会とする。

- 2 役員会は、地区社協の事業に関する事項について審議する。
- 3 実行委員会は、地区社協の事業の執行にあたる。

(経費)

第11条 地区社協の経費は、本会より支出される地区組織育成費・事業助成金をもつてあ
てる。

(会計年度)

第12条 地区社協の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(委任)

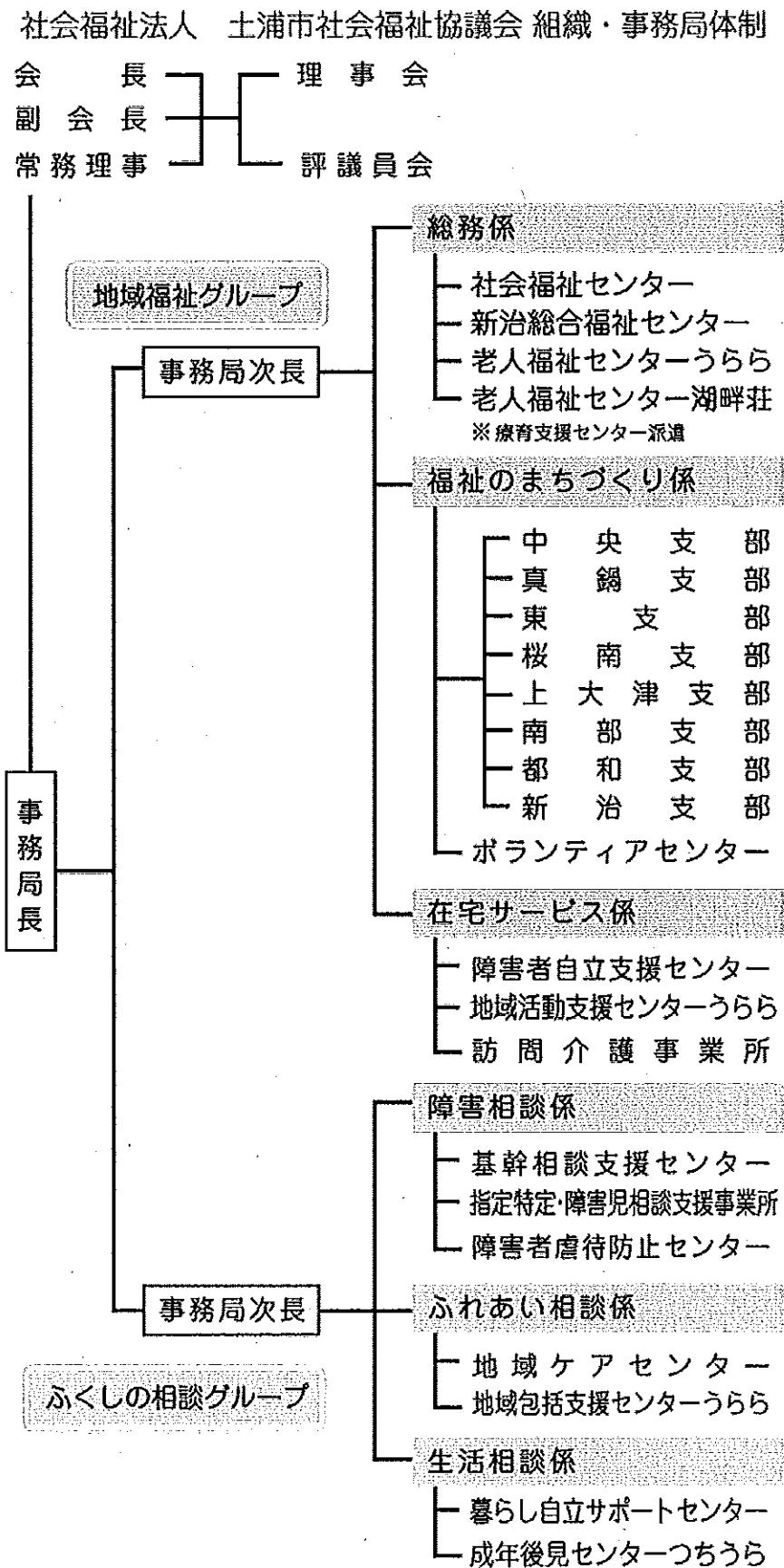
第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

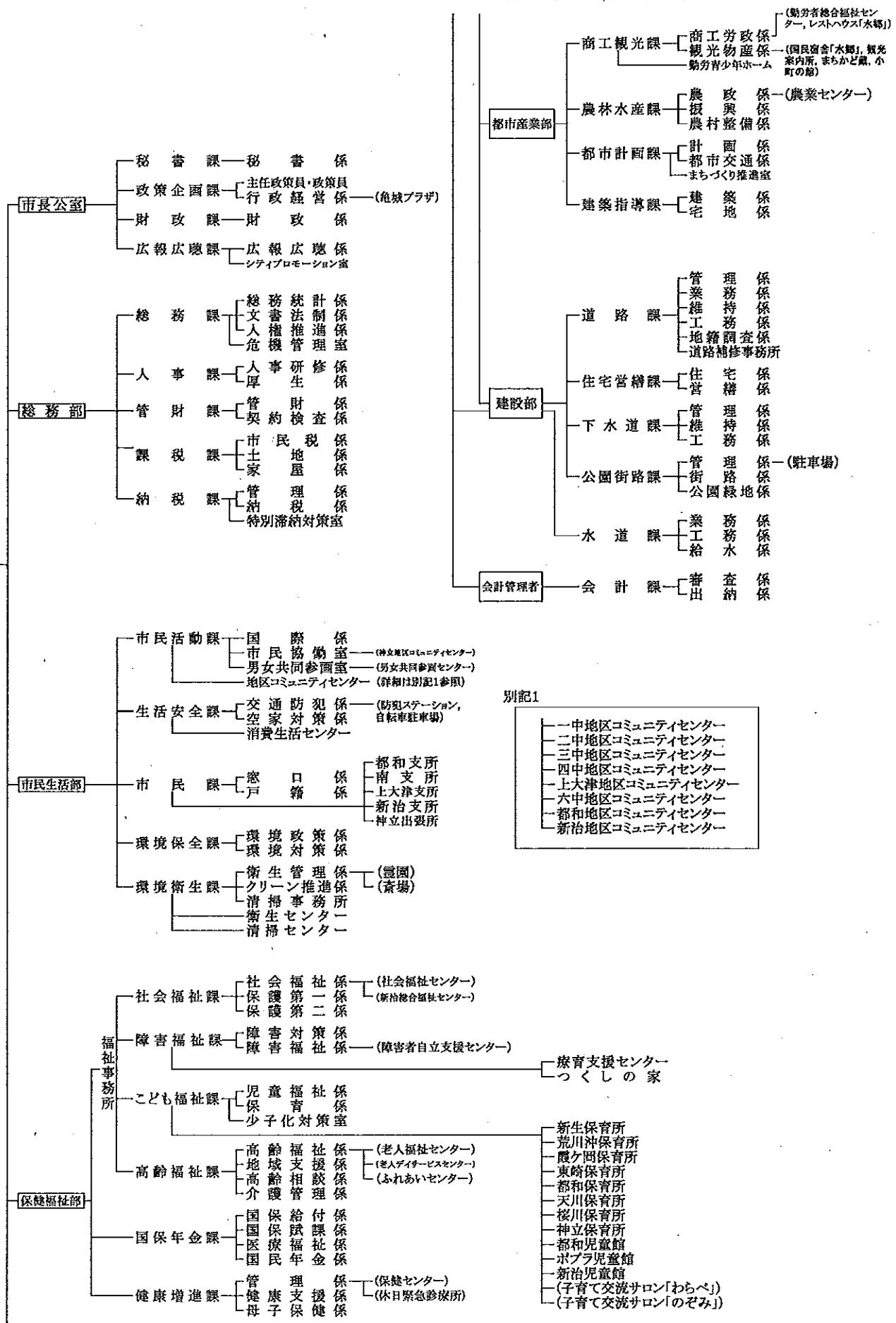
付 則

この規程は、平成18年2月22日から施行する。



平成30年度の土浦市組織機構図

平成30年4月1日現在 () 内は所管施設名



あなたのまちの福祉の窓口(社協支部)

社協支部職員(地域アコーディネーター)はこちらにいます。お気軽にご相談ください!



新治支部(新治地区)



新治地区公民館 土浦市藤沢982
電話029-862-2673 FAX029-862-5516

真鍋支部(二中地区)



二中地区公民館 土浦市木田余1675
電話029-824-3588 FAX029-824-3553

都和支部(都和地区)



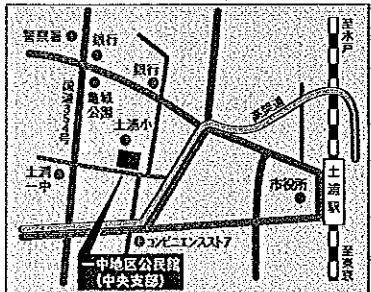
都和公民館 土浦市並木五丁目4824-1
電話029-832-1667 FAX029-832-1659

上大津支部(五中地区)



上大津公民館 土浦市手野町3252
電話029-828-1008 FAX029-828-1006

中央支部(一中地区)



一中地区公民館 土浦市大手町13-9
電話029-821-0104 FAX029-821-0193

桜南支部(四中地区)



四中地区公民館 土浦市国分町11-5
電話029-824-9330 FAX029-824-9337

東支部(三中地区)



三中地区公民館 土浦市中村南四丁目8-14
電話029-843-1233 FAX029-843-1294

南部支部(六中地区)



六中地区公民館 土浦市烏山二丁目2346-1
電話029-842-3585 FAX029-842-3509

土浦市ボランティアサークル連絡協議会加入サークル一覧

サークル名	活動内容	活動日時	活動場所
七草の会	市内のひとり暮らし高齢者に対する会食型食事サービス時のお弁当作り、交流等	会食型食事サービス実施日	総合福祉会館5階 老人福祉センターうらら
六好会	六中地区の高齢者との交流活動、送迎活動、高齢者に対する食事サービス活動等	第2火 9:00~13:00	六中地区公民館 いきいきサロン「いこい」
こもれびの会	老人福祉施設でのボランティア活動、行事参加、高齢者の話し相手等	随時 9:00~15:00	市内老人福祉施設
やまびこの会	ひとり暮らしの高齢者などに対する電話訪問活動、交流会の実施等	第1~4火 第2・4火 午前のみ	総合福祉会館4階 新治総合福祉センター
たまき会	一中地区のひとり暮らしの高齢者や、高齢世帯等に対する手作り食事の宅配活動等	第2・4水 9:00~13:30	一中地区公民館
ふたば会	二中地区のひとり暮らしの高齢者や、高齢世帯等に対する手作り食事の宅配活動等	第1金・第3土 9:00~13:30	二中地区公民館
コスモスの会	三中地区のひとり暮らしの高齢者や、高齢世帯等に対する手作り食事の宅配活動等	第1・3木 9:00~13:30	三中地区公民館
さくら会	四中地区のひとり暮らしの高齢者や、高齢世帯等に対する手作り食事の宅配活動等	第2・4金 9:00~13:30	四中地区公民館
かすみ会	五中地区のひとり暮らしの高齢者や、高齢世帯等に対する手作り食事の宅配活動等	第2水・第4火 9:00~13:30	上大津公民館
むつみの会	六中地区のひとり暮らしの高齢者や、高齢世帯等に対する手作り食事の宅配活動等	第1・3金 9:00~13:30	六中地区公民館
よつわの会	都和中地区のひとり暮らしの高齢者や、高齢世帯等に対する手作り食事の宅配活動等	第2・4水 9:00~13:30	都和公民館
大畑そば愛好会	施設・学校等を訪問し手打ちそば作りを実演・指導、小地域交流活動への協力等。	随時	市内

下坂田そば愛好会	施設・学校等を訪問し手打ちそば作りを実演・指導、小地域交流活動への協力等。	随時	市内
土浦朗読の会	朗読の学習会、点字図書館の録音図書制作、声の広報つちうら・声の社協だより制作、リッヂボイス制作、視覚障害者との交流等。 ※初心者の方は、社協主催の音訳ボランティア養成講座受講が必要となります。	第1金・第4木 10:00~12:00 第3土 13:30~16:30	総合福祉会館 6階
土浦手話の会	手話の学習、手話のボランティア、聴覚障害者との交流等	第1~4水 10:00~12:00 第1~4木 19:00~21:30	総合福祉会館 6階 四中地区公民館
ひまわりの会	市の広報誌点訳、図書点訳、おたより葉書の実施、視覚障害者との交流会・依頼文書の点訳等。※初心者の方は点字・点訳ボランティア養成講座にご参加ください。	第2・4金 10:00~12:00	総合福祉会館 6階
土浦市更生保護女性会	非行や犯罪に陥った人たちへの支援活動、青少年の健全育成を目的とするミニ集会の開催、子育て支援事業等。	随時（「わらべ」は、日・祝日お休み）	更生保護施設、各地区公民館、青少年センター（第1・3木） 子育て交流サロン「わらべ」
たんぽぽの会	霞ヶ浦医療センターの受付案内、「かすみ文庫」の整理等。	月・火・木・金 9:00~11:00	国立病院機構 霞ヶ浦医療センター
土浦市シルバーリハビリ体操指導士の会 「かたつむりの会」	介護予防・健康づくり体操「いきいきヘルス体操」の普及活動及び指導。	随時	コミュニティセンター等
美々の会	市内特別養護老人ホーム、グループホーム等の入所者に対する傾聴ボランティア活動。	月1~4回（施設ごとに異なる）	特養滝の園 もりの家 なごみ 老健シルバーケア土浦等